

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年3月8日時点】

Jリーグ公式検査の運用の一部改定

No	現行版	3/8改定	改定ポイント																																												
1	プロトコル 3: XI. Jリーグ公式検査 2020年6月27日のJ2再開・J3開幕、7月4日のJ1再開に先だ ってJリーグは、選手、チームスタッフ、審判員等に、新型コロナウイルスへの感 染の検査機会を提供する。これをJリーグ公式検査という。	プロトコル 3: XI. Jリーグ公式検査 選手、チームスタッフ、審判員等に、新型コロナウイルスへの感染の 検査機会を提供する。これをJリーグ公式検査という。	<ul style="list-style-type: none"> ● 年次改定 																																												
2	XII. 公式検査の実施 34. 検体採取日、採取場所の調整 (1) 隔週金曜日を軸としながら、次のような選択肢を設ける(第2回検査 以降) <table border="1" data-bbox="152 817 1003 1385"> <thead> <tr> <th>検体採取管理</th> <th>採取日</th> <th>採取場所</th> <th>対象者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ホームクラブ</td> <td>隔週金曜日</td> <td>クラブハウス</td> <td>チーム分①</td> <td>・ 原則1箇所採取・回収(60人分採取が基本)</td> </tr> <tr> <td>隔週の週末試合日</td> <td rowspan="2">スタジアム</td> <td>チーム分②</td> <td>・ ①で採取できない場合 ・ 結果が翌週水曜を超える場合あり</td> </tr> <tr> <td>毎週の週末試合日</td> <td>担当審判員分</td> <td>・ 検査キットはホームクラブへ納品 ・ 審判員が自ら検体採取・梱包</td> </tr> <tr> <td>ビクタークラブ</td> <td>隔週金曜日</td> <td>クラブハウス</td> <td>チーム全員分</td> <td>・ 60人分採取する ・ 木曜への調整可</td> </tr> </tbody> </table>	検体採取管理	採取日	採取場所	対象者	備考	ホームクラブ	隔週金曜日	クラブハウス	チーム分①	・ 原則1箇所採取・回収(60人分採取が基本)	隔週の週末試合日	スタジアム	チーム分②	・ ①で採取できない場合 ・ 結果が翌週水曜を超える場合あり	毎週の週末試合日	担当審判員分	・ 検査キットはホームクラブへ納品 ・ 審判員が自ら検体採取・梱包	ビクタークラブ	隔週金曜日	クラブハウス	チーム全員分	・ 60人分採取する ・ 木曜への調整可	XII. 公式検査の実施 34. 検体採取日、採取場所の調整 (1) 隔週木曜日・金曜日を軸としながら、次のような選択肢を 設ける。 <table border="1" data-bbox="1025 817 1765 1418"> <thead> <tr> <th>検体採取管理</th> <th>採取日</th> <th>採取場所</th> <th>対象者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ホームクラブ</td> <td>隔週木 or 金曜</td> <td>クラブハウス</td> <td>チーム分①</td> <td>・ 原則1箇所採取・回収(60人分採取が基本)</td> </tr> <tr> <td>隔週の週末試合日</td> <td rowspan="2">スタジアム</td> <td>チーム分②</td> <td>・ ①で採取できない場合 ・ 結果が翌週水曜を超える場合あり</td> </tr> <tr> <td>隔週の週末試合日</td> <td>担当審判員分</td> <td>・ 検査キットはホームクラブへ納品 ・ 審判員が自ら検体採取・梱包</td> </tr> <tr> <td>ビクタークラブ</td> <td>隔週木 or 金曜</td> <td>クラブハウス</td> <td>チーム全員分</td> <td>・ 60人分採取する ・ 木曜への調整可</td> </tr> </tbody> </table>	検体採取管理	採取日	採取場所	対象者	備考	ホームクラブ	隔週木 or 金曜	クラブハウス	チーム分①	・ 原則1箇所採取・回収(60人分採取が基本)	隔週の週末試合日	スタジアム	チーム分②	・ ①で採取できない場合 ・ 結果が翌週水曜を超える場合あり	隔週の週末試合日	担当審判員分	・ 検査キットはホームクラブへ納品 ・ 審判員が自ら検体採取・梱包	ビクタークラブ	隔週木 or 金曜	クラブハウス	チーム全員分	・ 60人分採取する ・ 木曜への調整可	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査運用の一部改定 ● 審判も選手等と同様、隔週の採取日へ変更
検体採取管理	採取日	採取場所	対象者	備考																																											
ホームクラブ	隔週金曜日	クラブハウス	チーム分①	・ 原則1箇所採取・回収(60人分採取が基本)																																											
	隔週の週末試合日	スタジアム	チーム分②	・ ①で採取できない場合 ・ 結果が翌週水曜を超える場合あり																																											
	毎週の週末試合日		担当審判員分	・ 検査キットはホームクラブへ納品 ・ 審判員が自ら検体採取・梱包																																											
ビクタークラブ	隔週金曜日	クラブハウス	チーム全員分	・ 60人分採取する ・ 木曜への調整可																																											
検体採取管理	採取日	採取場所	対象者	備考																																											
ホームクラブ	隔週木 or 金曜	クラブハウス	チーム分①	・ 原則1箇所採取・回収(60人分採取が基本)																																											
	隔週の週末試合日	スタジアム	チーム分②	・ ①で採取できない場合 ・ 結果が翌週水曜を超える場合あり																																											
	隔週の週末試合日		担当審判員分	・ 検査キットはホームクラブへ納品 ・ 審判員が自ら検体採取・梱包																																											
ビクタークラブ	隔週木 or 金曜	クラブハウス	チーム全員分	・ 60人分採取する ・ 木曜への調整可																																											

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年3月8日時点】

イベント制限の段階的緩和

No	現行版	3/8改定	改定ポイント																								
3	<p>プロトコル3： X.イベント開催制限の段階的緩和の目安</p> <p>緊急事態宣言の発出(令和3年2月2日時点) 詳細はこちら</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改訂について(概要) 資料3-1</p> <p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態宣言の対象区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県(10都府県)とする(栃木県を除外)。 ○ 緊急事態宣言の対象期間を、3月7日(日)まで延長(従前：2月7日(日)まで)。 ○ 今後の減少傾向を確かなものとするため、これまでの対策を継続・徹底するとともに、医療提供体制・検査体制の拡充等を図り、早期にステージⅢ・Ⅱを目指す。 ○ 緊急事態宣言の対象区域から除外された地域においては、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【緊急事態宣言の対象区域における取組の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食店に対する20時までの営業時間短縮要請の継続(動きかけの強化、営業許可ガイドライン遵守の徹底)。 ○ テレワークによる出勤者数7割削減を更に徹底。 ○ 不要不急の外出・移動等の自粛の継続・徹底。 ○ イベント開催制限は、現行の取組(収容率1/2かつ5,000人以下)を継続。 </div> <div style="width: 45%;"> <p>【宣言対象区域から除外された都道府県の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食店に対する営業時間短縮要請は当面継続。営業時間、対象地域は知事が判断。 ○ テレワークによる出勤者数7割削減の目標は当面継続。その後、段階的に緩和。 ○ 外出自粛要請は当面継続。その後、段階的に緩和。 ○ イベント開催制限は、段階的に緩和。 </div> </div> <p>【医療提供体制・検査体制の拡充等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定都道府県における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画の策定、その後も感染状況に応じ定期的に検査を実施。高齢者施設等への感染制御及び業務継続支援チームの派遣等。 ○ 民間検査に関する協賛提携(民間検査機関に検査管理や検体送達時の決定等を要請)。 ○ 医療機関に付いた検査枠を増強した上での病床の確保。地域の実情に応じた転院支援の仕組みの検討等。 ○ 家庭内感染防止等のため、自宅療養における健康フォローアップの強化等。 ○ 職場における感染防止のため、事業者自らが感染防止策の遵守状況を確認する取組の推進。 <p style="font-size: small;">出典：第54回新型コロナウイルス感染症対策本部 資料</p> </div>	<p>プロトコル3： X.イベント開催制限の段階的緩和の目安</p> <p><u>最新の政府方針</u> (令和3年3月5日付事務連絡) <u>緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について</u> (令和3年2月26日付事務連絡) <u>基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について</u></p> <p style="text-align: right;">【別紙2】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>イベント開催制限等の段階的緩和について</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>収容率</th> <th>人数上限</th> <th>営業時間短縮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急事態宣言対象地域</td> <td>50%</td> <td>5,000人</td> <td>20時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経過措置(約4/11)</td> <td>大声なし※1 100%以内</td> <td>5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 <small>注：大規模施設の小規模会場等を全席の指定解除後、実証調査。実証開始後10,000人→実証開始後20,000人に緩和。</small></td> <td>都道府県の判断</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他都道府県</td> <td>大声あり※2 50%以内</td> <td>5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3 <small>注：エビデンスに基づき収容率緩和を検討</small></td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">※1 大声での歌唱、声援等がないことを前提とする場合 ※2 大声での歌唱、声援等が想定される場合等、異なるグループ間では距離を1度だけ、同一グループ(5人以内に限る。)内では距離を閉め付けなくとも、すべての収容率50%を超過する場合は否。 ※3 施設の使用制限は、収容率要件を付す、必要の感染防止策を講ずる(人数上限なし)。 ※4 1日以上の連続した催物(イベント)開催の場合は、その後の状況に応じて判断。 ※5 必要な感染防止策(後記)が確保されることが前提。</p> <p>緊急事態宣言対象区域(特定都道府県ともいう。以下、緊急事態宣言対象区域に統一)におけるイベント制限のあり方</p> <p>緊急事態措置を実施すべき期間：<u>令和3年1月8日から3月21日まで</u> 対象区域：<u>埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県</u>の区域</p>		収容率	人数上限	営業時間短縮	緊急事態宣言対象地域	50%	5,000人	20時まで	↓				経過措置(約4/11)	大声なし※1 100%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 <small>注：大規模施設の小規模会場等を全席の指定解除後、実証調査。実証開始後10,000人→実証開始後20,000人に緩和。</small>	都道府県の判断	↓				その他都道府県	大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3 <small>注：エビデンスに基づき収容率緩和を検討</small>	なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 2/26・3/5 付政府事務連絡に基づく改定 ● 3/2付通達「イベント制限の考え方について」を全クラブへ発信のうえ適用中
	収容率	人数上限	営業時間短縮																								
緊急事態宣言対象地域	50%	5,000人	20時まで																								
↓																											
経過措置(約4/11)	大声なし※1 100%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 <small>注：大規模施設の小規模会場等を全席の指定解除後、実証調査。実証開始後10,000人→実証開始後20,000人に緩和。</small>	都道府県の判断																								
↓																											
その他都道府県	大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3 <small>注：エビデンスに基づき収容率緩和を検討</small>	なし																								
	<p>緊急事態宣言対象区域におけるイベント制限のあり方</p> <p>緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和3年2月4日) 内閣官房新型コロナウ</p> <p>イルス感染症対策推進室</p>																										

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年3月8日時点】

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要	施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要 【別紙】																																				
<p>(基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1/8以降、緊急事態措置として講じてきた取組を徹底する。具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。 飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する(具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。) 業種別ガイドライン等を遵守するよう要請する。 <p><施設利用関係></p> <table border="1" data-bbox="159 408 792 510"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>施設</th> <th>緊急事態宣言での措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食店</td> <td>飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テークアウトサービスは除く。)</td> <td>-20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> <td>バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</td> <td>要請</td> </tr> </tbody> </table> <p><イベント関係></p> <p>人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化(あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ)</p> <p>(その他留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業式等については、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかける。 飲食につながる謝恩会及びこれに類するものは、自粛を働きかける。また卒業旅行も、自粛を働きかける。 	施設の種類	施設	緊急事態宣言での措置	飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テークアウトサービスは除く。)	-20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供	遊興施設	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	要請	<p>(基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1/8以降、緊急事態措置として講じてきた取組を徹底する。具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。 飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する(具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。) 業種別ガイドライン等を遵守するよう要請する。 <p><施設利用関係></p> <table border="1" data-bbox="1048 408 1648 510"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>施設</th> <th>緊急事態宣言での措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食店</td> <td>飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テークアウトサービスは除く。)</td> <td>-20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> <td>接待[※]を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</td> <td>要請</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※ここでの「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。</small></p> <p><イベント関係></p> <p>人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化(あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ)</p> <p>(その他留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業式等については、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかける。 飲食につながる謝恩会及びこれに類するものは、自粛を働きかける。また卒業旅行をはじめとする不要不急の旅行も、自粛を働きかける。 	施設の種類	施設	緊急事態宣言での措置	飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テークアウトサービスは除く。)	-20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供	遊興施設	接待 [※] を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	要請																		
施設の種類	施設	緊急事態宣言での措置																																			
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テークアウトサービスは除く。)	-20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供																																			
遊興施設	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	要請																																			
施設の種類	施設	緊急事態宣言での措置																																			
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テークアウトサービスは除く。)	-20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供																																			
遊興施設	接待 [※] を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	要請																																			
<p style="text-align: center;">緊急事態措置以外の対応</p>	<p style="text-align: center;">特定都道府県における緊急事態措置以外の対応</p>																																				
<p><施設利用関係></p> <table border="1" data-bbox="159 708 792 1043"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>緊急事態措置以外の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動施設、遊技場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>劇場、観覧場、映画館又は演芸場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集会場又は公会堂、展示場</td> <td>-20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 +人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とする こと の働きかけ</td> </tr> <tr> <td>博物館、美術館又は図書館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)</td> <td>-20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 の働きかけ</td> </tr> <tr> <td>サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	緊急事態措置以外の対応	運動施設、遊技場		劇場、観覧場、映画館又は演芸場		集会場又は公会堂、展示場	-20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 +人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とする こと の働きかけ	博物館、美術館又は図書館		ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)		遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)		物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	-20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 の働きかけ	サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)		<p><施設利用関係></p> <table border="1" data-bbox="1048 708 1648 1043"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>緊急事態措置以外の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動施設、遊技場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>劇場、観覧場、映画館又は演芸場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集会場又は公会堂、展示場</td> <td>-20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 +人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とする こと の働きかけ</td> </tr> <tr> <td>博物館、美術館又は図書館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)</td> <td>-20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 の働きかけ</td> </tr> <tr> <td>サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	緊急事態措置以外の対応	運動施設、遊技場		劇場、観覧場、映画館又は演芸場		集会場又は公会堂、展示場	-20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 +人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とする こと の働きかけ	博物館、美術館又は図書館		ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)		遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)		物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	-20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 の働きかけ	サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)	
施設	緊急事態措置以外の対応																																				
運動施設、遊技場																																					
劇場、観覧場、映画館又は演芸場																																					
集会場又は公会堂、展示場	-20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 +人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とする こと の働きかけ																																				
博物館、美術館又は図書館																																					
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)																																					
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)																																					
物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	-20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 の働きかけ																																				
サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)																																					
施設	緊急事態措置以外の対応																																				
運動施設、遊技場																																					
劇場、観覧場、映画館又は演芸場																																					
集会場又は公会堂、展示場	-20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 +人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とする こと の働きかけ																																				
博物館、美術館又は図書館																																					
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)																																					
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)																																					
物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	-20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 の働きかけ																																				
サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)																																					
<p>緊急事態宣言対象外区域におけるイベント制限のあり方 12月以降のイベント開催制限のあり方について(概要) (令和2年11月12日) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 ※ Jリーグは「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に該当する 令和2年11月25日付(P75) 令和2年11月12日(P18)</p>	<p>緊急事態宣言対象外区域におけるイベント制限のあり方 (令和3年2月26日更新) 令和3年2月26日付内閣官房コロナ室の事務連絡より抜粋 その他(※)の都道府県 令和3年4月末まで催物の開催制限の目安等 令和2年11月12日付け事務連絡1. のとおり取り扱うこと。</p>																																				

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年3月8日時点】

<p>Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策</p> <p>(1) 入場者数の制限の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 緊急事態宣言下の地域またはそれに準じる宣言が発令されている地域においては、上限 5,000 人もしくは収容率 50%の少ないほうを適用する。それ以外の地域においては、2020年9月19日から2021年2月末まで、収容率 50%を上限とする。 ② ビジターチームが緊急事態宣言区域の場合は、ビジター席は設置しない。 ③ 座席は飛沫・接触リスクに配慮し、1 席以上の間隔をあける。なお、 	<p>※緊急事態措置を実施すべき区域および緊急事態措置区域を除外された都道府県を除く区域</p> <p>1 12月以降のイベント開催制限のあり方について(概要)</p> <p>○ 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を旨としている。</p> <p>○ イベントの人数上限及び収容率要件については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直しもあり得ることとする。</p> <p>○ その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント(クラシック音楽コンサート等を100%以内、大声での歓声・声援等が想定されるイベント(ロック・ポップコンサート等)を50%以内とする現行制度を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの(映画鑑賞)は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク義務化、大規模上等の開催条件が満たされていない場合は、引き置き、50%以内とする。</p> <p>○ これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント(参加者1,000人以上)の参加者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断し、入退場や共有物、公共交通機関の空席問題が難しい場合、可能な範囲で人数に制限。</p> <p>○ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。</p> <p>○ 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>イベントの類型</th> <th>収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月1日～ 当面来年2月末まで</td> <td>イベントの類型</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</td> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> </tr> <tr> <td>クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演奏、公演・花見、展示会 等</td> <td>ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等</td> </tr> <tr> <td>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</td> <td>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：人数上限については同行と同様とする。</p> <p>注2：これまで、「イベント中の飲食を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと捉えてきたが、今後、必要な感染防止策が講じられ、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の飲食を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことも可とする。</p> <p>(注) ただし、異なるグループ間では扉を1扉だけ、同一グループ(5人以内に限る。)内では扉を閉鎖を控えてもよい。すなわち、収容率450%を超える場合がある。</p> <p>Jリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策</p> <p>(1) 入場者数の制限、<u>ビジター席</u>の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 緊急事態宣言対象区域またはそれに準じるステージIVレベルの同等の措置が自治体から要請されている地域において、Jリーグスタジアム基準に定める入場可能数※(以下、入場可能数)は、上限 5,000 人もしくは 50%の少ないほうを適用する。 ② <u>緊急事態宣言が解除された経過措置区域において、入場可能数は、解除日から2021年4月11日ま</u> 	時期	イベントの類型	収容率	12月1日～ 当面来年2月末まで	イベントの類型	<table border="1"> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</td> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> </tr> <tr> <td>クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演奏、公演・花見、展示会 等</td> <td>ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等</td> </tr> <tr> <td>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</td> <td>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</td> </tr> </table>	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演奏、公演・花見、展示会 等	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	
時期	イベントの類型	収容率												
12月1日～ 当面来年2月末まで	イベントの類型	<table border="1"> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</td> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> </tr> <tr> <td>クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演奏、公演・花見、展示会 等</td> <td>ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等</td> </tr> <tr> <td>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</td> <td>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</td> </tr> </table>	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演奏、公演・花見、展示会 等	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)						
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの													
クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演奏、公演・花見、展示会 等	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等													
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)													

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年3月8日時点】

<p>5名以内の同一グループにおいては、隣同士の着席が認められるが、その場合は前後の列を同席ずつあける。</p> <p>④ 緊急事態宣言が解除されたあとも、都道府県ごとに「まん延防止措置」による制限が継続する場合がある。クラブは、地域の感染状況、スタジアムの形状や特性、感染予防対策の実情等を踏まえ自治体と相談しながら大会運営にあたること。</p> <p>⑤ 5,000人もしくは50%以下の少ないほうから来場人数の緩和にあたっては、プロトコル7（制限付きの試合開催）に定める段階的な緩和のための手続きを踏むこと</p> <p>* 入場可能数：Jリーグスタジアム基準に定めるホームゲーム開催時に使用可能な数</p>	<p>で、50%もしくは10,000人の少ないほうを上限とする。</p> <p>③ ①②を除く地域において、入場可能数は、2021年4月末まで50%を上限として開催する。</p> <p>④ ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）が緊急事態宣言区域の場合は、ビジター席は設置しない。</p> <p>⑤ 経過措置にあるクラブ、または券売期間に政府方針やガイドラインが更新され、急な変更が不可能な場合は、ビジター席は任意とする</p> <p>⑥ 座席は飛沫・接触リスクに配慮し、1席以上の間隔をあける。なお、5名以内の同一グループにおいては、隣同士の着席が認められるが、その場合は前後の列を同席ずつあける。</p> <p>⑦ 政府通達には、特定都道府県（緊急事態宣言）を解除された経過措置区域において、実証調査をはじめ所定の条件のもと10,000人を超えて20,000人を上限とすることが可能な旨が明記されている。希望するクラブは、別途Jリーグ新型コロナウイルス対策室が連絡する所定の手続きでリーグへ申請すること。Jリーグは関連省庁等と協議のうえで対象試合を決定する。</p> <p>⑧ Jリーグは、4月11日以降の感染状況を想定し、全クラブが必ずビジター席を設けるべき期間を指定する。リーグが指定する時期以降は、発売チケット数の3%を下限として必ず設けなければならないこととする。ただ</p>	
---	---	--

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年3月8日時点】

		<p><u>し、ビジターチームが緊急事態宣言区域にある場合は設置しない。Jリーグは、ビジター席の設置を必須とする指定日時を、指定日時の14日以上前を目安にクラブに告知する。</u></p> <p>⑨ <u>緊急事態宣言解除後も自治体によって上記の緩和ステップよりも厳しい基準が設けられることがある。その場合は自治体の基準が優先される。該当する場合は相手チームならびにJリーグへ報告すること</u></p> <p>* 入場可能数：<u>Jリーグスタジアム基準</u>に定めるホームゲーム開催時に入場可能な人数</p>	
4	<p>プロトコル7 XXVII. 制限の考え方 各プロトコルの運用(2021年2月8日時点)</p> <p>プロトコル7に記載の全てのカテゴリで厳戒態勢を適用する。ただし、緊急事態宣下の地域またはそれに準じる宣言が発令されている地域においては、チケットティング、ファン・サポーターのプロトコルは超厳戒体制を適用する。</p>	<p>プロトコル7 XXVII. 制限の考え方 各プロトコルの運用(2021年2月26日時点)</p> <p>プロトコル7に記載の全てのカテゴリで厳戒態勢を適用する。ただし、<u>緊急事態宣言対象区域または同等のステージIVにありそれに準じる宣言が発令されている区域においては、チケットティング、ファン・サポーターのプロトコルは超厳戒体制を適用する。</u></p> <p><u>最新の政府方針</u> <u>(令和3年3月5日付事務連絡)</u> <u>Jリーグスタジアム基準</u> <u>緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2/26・3/5 付政府事務連絡に基づく改定 ● 3/2付通達「イベント制限の考え方について」を全クラブへ発信のうえ適用中 ● 構成の変更

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年3月8日時点】

緊急事態宣言を受けた対応 (2021年2月8日 改定)

<緊急事態宣言対象区域におけるイベント開催制限>

- 対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県 (2月2日栃木県解除)
- 対象期間：3月7日まで (従前：2月7日まで)
- 人数上限：5,000人、かつ、50%以下 (1席空け可)
- イベント開催時刻：20時までの営業時間短縮の働きかけ
- 酒類の提供：11時から19時まで

<試合開催方針>

今回の緊急事態宣言およびその延長に伴い、緊急事態宣言対象区域に指定された都府県で開催する試合については、政府より通達されたイベント開催制限に則り、試合を開催する

また、今回の緊急事態宣言は、全国一律に県境をまたぐ移動制限を要請するものではないため、ホームが緊急事態宣言対象区域以外かつアウェイが緊急事態宣言対象区域の場合においては、ビジター席を設置することも検討したが、緊急事態宣言対象区域の自治体(独自の緊急事態宣言を発出している都道府県含む)より、県境をまたぐ移動制限の要請が出されている都道府県もあることから、ホームもしくはアウェイクラブが緊急事態宣言対象区域の場合においては、ビジター席の設置なしとすることで、緊急事態宣言区域への人の移動および緊急事態宣言区域からの人の移動による感染拡大を防止する

緊急事態：緊急事態宣言対象区域、緊急事態以外：緊急事態宣言対象区域以外

No.	ホーム	アウェイ	チケット プロトコル	人数上限	ビジター 席	キックオフ 時刻	アルコール 販売	考え方
①	緊急事態	緊急事態 もしくは 緊急事態 以外	超厳戒態勢	5,000人 かつ 50%以下	設置なし	18時以前 (20時終了)	可 19時まで	・緊急事態宣言区域での試合 →人数上限5,000人、かつ、50%以下 ・緊急事態宣言区域への人の移動による感染拡大防止 →ホーム側の観客席数確保 →ビジター席の設置なし
②	緊急事態 以外	緊急事態	厳戒態勢	50%	設置なし	-	可	・緊急事態宣言区域以外での試合における収益確保 →人数上限50% ・緊急事態宣言区域からの人の移動による感染拡大防止 →ビジター席の設置なし
③	緊急事態 以外	緊急事態 以外	厳戒態勢	50%	設置あり	-	可	・緊急事態宣言区域以外での試合における収益確保 →人数上限50%

- 緊急事態宣言対象区域であっても自治体からより厳しい要請があった場合、上記より厳しい条件とすることも可能
- 緊急事態宣言対象区域以外であっても自治体独自の緊急事態宣言を出している場合には、緊急事態宣言区域に準ずる条件とすることも可能
- 緊急事態宣言対象区域が解除された都道府県のイベント開催制限は、自治体と協議の上、段階的に緩和

(令和3年2月26日付事務連絡)

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

政府の対応方針 (令和3年2月26日付および3月5日付 事務連絡)

<緊急事態宣言対象区域におけるイベント開催制限>

- 対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- 対象期間：3月21日まで (その後、経過措置へ移行予定)
- 人数上限：5,000人、もしくは、50%の少ない方 (1席空け)
- イベント開催時刻：20時までの営業時間短縮の働きかけ
- 酒類の販売/提供：11時から19時まで

<緊急事態宣言解除後の経過措置におけるイベント開催制限>

- 対象区域：岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
- 対象期間：4月11日まで
- 人数上限：10,000人、もしくは、50%の少ない方 (1席空け)
- イベント開催時刻・酒類の提供：自治体判断

Jリーグの対応方針

ステップ	ホーム	人数上限	ビジター	ビジター席	チケット プロトコル	キックオフ 時刻	アルコール 販売
1	緊急事態	5,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態 もしくは 緊急事態 以外	設置なし	超厳戒態勢	18時以前 (20時終了)	可 19時まで
2	経過措置	10,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態 以外	設置なし 任意	厳戒態勢	自治体の 要請に準拠	可 (自治体の 要請に準拠)
3	その他の 都道府県	50%以下	緊急事態 以外	設置なし 原則必須 (※4)	厳戒態勢	-	可

- ※1 自治体からより厳しい要請があった場合、協議の上で、原則自治体の要請に従う
- ※2 ステージIVに相当し自治体が独自の緊急事態宣言を出している場合においては、緊急事態宣言区域に準ずる
- ※3 政府方針の要請に準じ、Jリーグの対応方針は変更の可能性がある。5月以降の政府の対応方針は未定
- ※4 「ステップ3」のビジター席の設置必須：発売期間中に政府方針の変更がある場合や、自治体から別途ビジター席の自粛要請が出ている場合などを除き、原則設置する

イベント制限の考え方と手続き

(2) 入場者数の制限、ビジター席の考え方

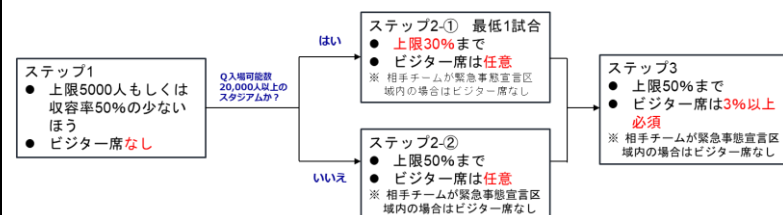
- 緊急事態宣言対象区域またはそれに準じるステージIVレベルの同等の措置が自治体から要請されている地域において、Jリーグスタジアム基準に定める入場可能数※(以下、入場可能数)は、上限5,000人もしくは50%の少ないほうを適用する。
- 緊急事態宣言が解除された経過措置区域において、入場可能数は、解除日から2021年4月11日ま

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年3月8日時点】

		<p>で、50%もしくは10,000人の少ないほうを上限とする。</p> <p>③ <u>①②を除く地域において、入場可能数は、2021年4月末まで50%を上限として開催する。</u></p> <p>④ <u>ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）が緊急事態宣言区域の場合は、ビジター席は設置しない。</u></p> <p>⑤ <u>経過措置にあるクラブ、または券売期間に政府方針やガイドラインが更新され、急な変更が不可能な場合は、ビジター席は任意とする</u></p> <p>⑥ <u>座席は飛沫・接触リスクに配慮し、1席以上の間隔をあける。なお、5名以内の同一グループにおいては、隣同士の着席が認められるが、その場合は前後の列を同席ずつあける。</u></p> <p>⑦ <u>政府通達には、特定都道府県（緊急事態宣言）を解除された経過措置区域において、実証調査をはじめ所定の条件のもと10,000人を超えて20,000人を上限とすることが可能な旨が明記されている。希望するクラブは、別途Jリーグコロナ室が連絡する所定の手続きでリーグへ申請すること。Jリーグは関連省庁等と協議のうえで対象試合を決定する。</u></p> <p>⑧ <u>Jリーグは、4月11日以降の感染状況を想定し、全クラブが必ずビジター席を設けるべき期間を指定する。リーグが指定する時期以降は、発売チケット数の3%を下限として必ず設けなければならないこととする。ただ</u></p>	
--	--	---	--

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年3月8日時点】

段階的な緩和のステップ（緊急事態宣言解除後の対応）



段階的な緩和のための手続き

1. 緊急事態宣言解除が確認されたのち、5,000人上限から50%上限へと緩和するにあたり入場可能数が20,000人以上のスタジアムで開催する場合は、下記の段階的な緩和のステップを踏むこと。

ステップ1（現状）：上限5,000人もしくは収容率50%の少ないほうとし、ビジター席はなし。

ステップ2：30%上限での運営を1試合以上行い、ステップ3へ移行する。ビジター席は任意とする。

ステップ3：50%を上限とし、ビジター席は原則3%以上を設置する

し、ビジターチームが緊急事態制限区域にある場合は設置しない。Jリーグは、ビジター席の設置を必須とする指定日時を、指定日時の14日以上前を目安にクラブに告知する。

- ⑨ 緊急事態宣言解除後も自治体によって上記の緩和ステップよりも厳しい基準が設けられることがある。その場合は自治体の基準が優先される。該当する場合は相手チームならびにJリーグへ報告すること

※ 入場可能数：Jリーグスタジアム基準に定めるホームゲーム開催時に入場可能な人数

(2) 段階的な緩和の手続き

- ① ステップ1を「緊急事態区域」、ステップ2を「経過措置区域」、ステップ3を「その他の区域」とし、段階的にステップアップをする際、クラブはリーグへ所定のレポートを提出し、ガイドラインを遵守し感染対策のもとで安全に運営されることを示す
- ② ステップアップを希望する対象試合の直前のホームゲームを対象に、所定のレポートをリーグへ提出する
 - 試合翌日の14時を提出期限とする。専用フォームを使用する。

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年3月8日時点】

<p>2. 入場可能数 20,000 人未満のスタジアムで開催する場合も、段階的な緩和策として、ステップ 3 へ移行する前にステップ 2 (ビジター席を任意とする) を踏むことができる。</p> <p>3. ステップ 1 から 2、2 から 3 への移行時には、安全 (ガイドラインを遵守できること) を確認する。ステップアップを希望するクラブは試合終了後、Jリーグに感染対策レポートを提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 試合翌日の 14 時を提出期限とする。専用フォームを使用する。 • <u>レポートが未提出の場合や、提出された内容や運営に著しく改善を要する内容が含まれていた場合、Jリーグはステップアップを保留する場合がある。ステップアップを保留する場合は、レポートの受理後、原則 2 営業日以内に当該クラブへ通知する。</u> <p>4. ステップ 2 におけるビジター席の設置はクラブ任意とする。ただし、ビジターチームが緊急事態制限区域にある場合は設置しない。</p> <p>5. ステップ 3 へ移行する際には、必ずビジター席を設ける。ビジター席数は、発売チケット数の 3% を下限とする。ただし、ビジターチームが緊急事態制限区域にある場合は設置しない。</p> <p>6. 緊急事態宣言解除後も、自治体によってまん延防止等重点措置が講じられる場合などで上記の緩和ステップよりも厳しい基準が設けられることがある。その場合は自治体の基準が優先される。該当する場合は Jリーグへ報告すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>レポートが未提出の場合や、提出された内容や運営に著しく改善を要する内容が含まれていた場合、Jリーグはステップアップを保留する場合がある。ステップアップを保留する場合は、レポートの受理後、原則 2 営業日以内に当該クラブへ通知する。</u> <p>(3)営業時間、アルコール販売等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>緊急事態宣言区域で試合を開催する場合キックオフ時刻を 18 時までとし、アルコールの販売や提供は 19 時までとする</u> ② <u>経過措置区域で試合を開催する場合、自治体が要請する営業時間や酒類提供時間を遵守する</u> 	
--	--	--

Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2021年3月8日時点】

5	<p>プロトコル 7: XXVIII. チケットिंग 超厳戒態勢時 (強い制限)</p> <p>厳戒態勢時 (緩和された制限)</p> <p>政府方針に則り運用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周囲との間隔 前後左右 1 席以上の間隔を空ける 2. 上限は入場可能数の 50%までとする 3. 席割はクラブにて決定する 4. ビジター席を設置する(発売チケット数の 3%を下限とする)。ただし、ビジターチームが緊急事態宣言区域にある場合は、設置なしとする 5. チケット販売は下記の通りとする <ul style="list-style-type: none"> • 1 試合毎の販売 • 販売期間は 2 週間程度 • 一般発売は有りとする 	<p>プロトコル 7: XXVIII. チケットिंग 超厳戒態勢時 (強い制限) <u>※ステージⅣを目安とする</u></p> <p>厳戒態勢時 (緩和された制限) <u>※ステージⅢ以下を目安とする</u></p> <p>政府方針に則り運用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周囲との間隔 前後左右 1 席以上の間隔を空ける 2. 上限は入場可能数の 50%までとする 3. <u>緊急事態宣言の解除後、経過措置にあたる区域は、上限を 50%もしくは 10,000 人の少ないほうとする</u> 4. 席割はクラブにて決定する 5. ビジター席を設置する(発売チケット数の 3%を下限とする)。ただし、ビジターチームが緊急事態宣言区域にある場合は、設置なしとする 6. チケット販売は下記の通りとする <ul style="list-style-type: none"> • 1 試合毎の販売 • 販売期間は 2 週間程度 • 一般発売は有りとする 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2/26・3/5 付政府事務連絡に基づく改定 ● 超厳戒態勢と厳戒態勢の対応基準としてステージの目安を追記 ● 「厳戒態勢」における経過措置区域を対象とした来場上限を明記
---	--	--	---